

役員退職手当規程の改正について

1 役員退職手当規程改正の考え方

平成 25 年 1 月、国家公務員の退職手当の支給水準の改定が行われ、約 13.65% の引き下げを段階的に実施されたことから、法人の役員の退職手当の支給水準についても所要の改正を行ったところである。

2 役員退職手当規程改正の改正内容

(1) 退職手当支給水準の改定

国の職員に準じて、退職手当の支給水準について、段階的に 13.65% の引き下げを行った。

改正時期：平成 25 年 1 月 1 日

期間	削減率
平成 25 年 1 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日	97.35/100
平成 25 年 10 月 1 日～平成 26 年 6 月 30 日	91.35/100
平成 26 年 7 月 1 日以降	86.35/100

国がん発第707号

平成25年1月4日

厚生労働大臣 殿

独立行政法人国立がん研究センター

理事長 堀田 知 光



役員退職手当規程の変更について（届出）

今般、別添のとおり役員退職手当規程を変更したので、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第62条の規定に基づき届出を行います。

（変更規程）

- ・独立行政法人国立がん研究センター役員退職手当規程



平成２５年１月４日規程第７号

独立行政法人国立がん研究センター役員退職手当規程の一部を改正する規程

独立行政法人国立がん研究センター役員退職手当規程（平成２２年規程第１９号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

第１条 この規程は、平成２５年１月１日から施行する。

（経過措置）

第２条 附則第２条中「１００分の８６．３５」とあるのは、平成２５年１月１日から同年９月３０日までの間においては「１００分の９７．３５」と、同年１０月１日から平成２６年６月３０日までの間においては「１００分の９１．３５」とする。

別 添

独立行政法人国立がん研究センター役員退職手当規程附則新旧対照表

新	旧
附 則 (施行期日) <u>第 1 条 この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>(退職手当の調整)</u> <u>第 2 条 当分の間、退職し、又は解任された者</u> <u>(第 7 条及び第 8 条第 6 項の規定に該当する者を除く。)</u><u>に対する退職手当の額は、第 3 条の規定により計算した額に 1 0 0 分の 8 6 . 3 5 を乗じて得た額とする。</u>	附 則 (施行期日) <u>この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。</u>



国循発総第 13011002 号
平成 25 年 1 月 10 日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

独立行政法人
国立循環器病研究センター
理事長 橋本 信夫



役職員に対する報酬等の支給の基準の変更について（届出）

今般、別添のとおり役職員に対する報酬等の支給の報酬等の支給の基準を変更したので、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 62 条の規定に基づき届出を行います。

（変更規程）

- ・独立行政法人国立循環器病医療研究センター役員退職手当規程



平成24年12月25日規程第89号

独立行政法人国立循環器病研究センター役員退職手当規程の一部を改正する規程

独立行政法人国立循環器病研究センター役員退職手当規程（平成22年規程第58号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成25年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 附則第2条中「100分の86.35」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の97.35」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の91.35」とする。

独立行政法人国立循環器病研究センター役員退職手当規程附則新旧対照表

新	旧
附 則 (施行期日) <u>第 1 条 この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>(退職手当の調整)</u> <u>第 2 条 当分の間、退職し、又は解任された者</u> <u>(第 7 条及び第 8 条第 6 項の規定に該当する者を除く。)</u><u>に対する退職手当の額は、第 3 条の規定により計算した額に 1 0 0 分の 8 6 . 3 5 を乗じて得た額とする。</u>	附 則 (施行期日) <u>この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。</u>

精・神発第1号

平成25年1月4日

厚生労働大臣

田村憲久殿

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター

理事長 樋口輝彦



役員に対する報酬等の支給の基準の変更の届出について

今般、別添のとおり役員に対する報酬等の支給の基準を変更したので、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第62条の規定に基づき届出を行います。



平成24年12月26日規程第18号

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター役員退職手当規程の一部を改正する規程

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター役員退職手当規程（平成22年規程第59号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成25年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 附則第2条中「100分の86.35」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の97.35」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の91.35」とする。

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター役員退職手当規程附則新旧対照表

新	旧
附 則 (施行期日) <u>第 1 条 この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>(退職手当の調整)</u> <u>第 2 条 当分の間、退職し、又は解任された者</u> <u>(第 7 条及び第 8 条第 6 項の規定に該当する者を除く。)</u><u>に対する退職手当の額は、第 3 条の規定により計算した額に 1 0 0 分の 8 6 . 3 5 を乗じて得た額とする。</u>	附 則 (施行期日) <u>この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。</u>

国際研セン発第1228004号

平成24年12月28日

厚生労働大臣

田 村 憲 久 殿

独立行政法人国立国際医療研究センター

理 事 長 春 日 雅 一 人



役員退職手当規程の変更の届出について

今般、別添のとおり役員退職手当規程を変更したので、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第62条の規程に基づき届出を行います。



平成 25 年 1 月 1 日 規程第 1 号

独立行政法人国立国際医療研究センター役員退職手当規程の一部を改正する規程

独立行政法人国立国際医療研究センター役員退職手当規程（平成 22 年規程第 63 号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 附則第 2 条中「100 分の 86.35」とあるのは、平成 25 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間においては「100 分の 97.35」と、同年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間においては「100 分の 91.35」とする。

別 添

独立行政法人国立国際医療研究センター役員退職手当規程附則新旧対照表

新	旧
附 則 (施行期日) <u>第1条 この規程は、平成22年4月1日から施行する。</u> <u>(退職手当の調整)</u> <u>第2条 当分の間、退職し、又は解任された者(第7条及び第8条第6項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の額は、第3条の規定により計算した額に100分の86.35を乗じて得た額とする。</u>	附 則 (施行期日) <u>この規程は、平成22年4月1日から施行する。</u>

国成育発 301 号
平成24年12月27日

厚生労働大臣 殿

独立行政法人国立成育医療研究センター
理事長 五十嵐 隆

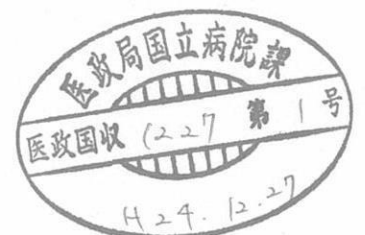


役職員に対する報酬等の支給の基準の変更について（届出）

今般、別添のとおり役職員に対する報酬等の支給の基準を変更したので、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第62条の規定に基づき届出を行います。

（変更規程）

- ・独立行政法人国立成育医療研究センター役員退職手当規程



平成24年12月27日規程第14号

独立行政法人国立成育医療研究センター役員退職手当規程の一部を改正する規程

独立行政法人国立成育医療研究センター役員退職手当規程（平成22年規程第60号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成25年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 附則第2条中「100分の86.35」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の97.35」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の91.35」とする。

独立行政法人国立成育医療研究センター役員退職手当規程新旧対照表

新	旧
附 則 (施行期日) <u>第 1 条 この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>(退職手当の調整)</u> <u>第 2 条 当分の間、退職し、又は解任された者（第 7 条及び第 8 条第 6 項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の額は、第 3 条の規定により計算した額に 1 0 0 分の 8 6． 3 5 を乗じて得た額とする。</u>	附 則 (施行期日) <u>この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。</u>

長寿発総第122801号

平成24年12月28日

厚生労働大臣

田村 憲久 殿

独立行政法人国立長寿医療研究センター

理事長 大島 伸一



役員に対する報酬等の支給の基準の変更について（届出）

今般、別添のとおり役員に対する報酬等の支給の基準を変更したので、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第62条の規定に基づき届出を行います。

（変更規程）

- ・独立行政法人国立長寿医療研究センター役員退職手当規程



平成24年12月17日規程第13号

独立行政法人国立長寿医療研究センター役員退職手当規程の一部を改正する規程

独立行政法人国立長寿医療研究センター役員退職手当規程（平成22年規程第6号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成25年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 附則第2条中「100分の86.35」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の97.35」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の91.35」とする。

独立行政法人国立長寿医療研究センター役員退職手当規程附則新旧対照表

新	旧
附 則 (施行期日) <u>第 1 条 この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>(退職手当の調整)</u> <u>第 2 条 当分の間、退職し、又は解任された者</u> <u>(第 7 条及び第 8 条第 6 項の規定に該当する者を除く。)</u><u>に対する退職手当の額は、第 3 条の規定により計算した額に 1 0 0 分の 8 6 . 3 5 を乗じて得た額とする。</u>	附 則 (施行期日) <u>この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。</u>